

児童手当「同居優先制度」による受給者変更について

児童手当は、原則、父母のうち所得の高い方が受給資格者となりますが、父母が離婚前提で別居、または、離婚に伴い別居した場合は、所得の状況にかかわらず、お子様と住民票上同居している父母いずれかに受給者を変更することができます。お手続きの際は、下記の条件を満たしていることが必要です。

◇同居優先制度の要件（すべて満たしていることが必要です。）◇

- ① 現受給者（配偶者）と住民票上別居または世帯が分離されていること。
- ② 児童とあなたが同一世帯であること。
- ③ 離婚協議中、または離婚したことが客観的に証明できる書類が提出できること。

※客観的に証明できる書類の例（いずれか1点必要です）

- ・離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- ・調停期日呼び出し状の写し（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
- ・家庭裁判所における事件係属証明書（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
- ・調停不成立証明書（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
- ・公的機関から発行された書類（離婚裁判に係る控訴状の副本など）
- ・弁護士などの第三者により作成された書類（弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書など）
- ・配偶者と離婚協議中である旨の申立書（現受給者が直筆で記入したもの）
- ・離婚の記載がある戸籍謄本または離婚届の受理証明書（児童扶養手当などひとり親の手当の申請のために提出する場合は、省略できます。）

◇認定までの流れ◇

- ① 上記の条件をすべて満たした後、認定請求ができます。
- ② 大口町で内容を審査し、支給開始年月を決定します（別居日、離婚日、認定請求日等を確認し、決定します）。
- ③ 現受給者の児童手当は、職権で消滅します。

◇注意◇

・配偶者との別居日または離婚日のいずれか直近の日付の翌日から15日以内に申請してください。申請が遅れると、手当が支給できない月が生じる場合があります。

- ・申請の状況（審査内容）によっては、認定されない場合があります。
- ・DV被害者が配偶者と別居し、児童と同居している場合は、児童手当の申請方法が異なりますので、ご相談ください。
- ・世帯分離は、戸籍保険課でのお手続きとなります。詳しくは戸籍保険課にお問い合わせください。
- ・大口町外に転出される場合は、転出先市町村での申請となります。詳しくは転出先市町村にお問い合わせください。

◇問い合わせ先◇

大口町健康福祉部こども課 TEL:0587-94-1222